

答申第100号

平成18年3月31日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成15年6月4日付神都区清第137号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 「1 河原西工区の泉通3丁目 番街区担当の貴市役所区画整理部換地係で地権者と直接交渉をした担当職員名と面談年月日及びその職員の直属上司の氏名を時系列に明示して下さい。(当然に職務権限の関係で記録が存する)
- 2 前記物件に係る地権者からの要望事項等とそれに対する換地係の答弁とその処理状況の判明する文書、綴り等一切
- 3 「交渉難航物件」の定義(誰が、何時、何を以て、判断し決定するのか)を明示して下さい。
- 4 交渉記録を記録する様式を示して、担当部課の組織して「復命する」項目についての「事務規定」と該当者は西工区で何件かを明示して下さい。」
に係る公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

- 「1 河原西工区の泉通 3 丁目 番街区担当の貴市役所区画整理部換地係で地権者と直接交渉をした担当職員名と面談年月日及びその職員の直属上司の氏名を時系列に明示して下さい。(当然に職務権限の関係で記録が存する)
 - 2 前記物件に係る地権者からの要望事項等とそれに対する換地係の答弁とその処理状況の判明する文書、綴り等一切
 - 3 「交渉難航物件」の定義(誰が、何時、何を以て、判断し決定するのか)を明示して下さい。
 - 4 交渉記録を記録する様式を示して、担当部課の組織して「復命する」項目についての「事務規定」と該当者は西工区で何件かを明示して下さい。」
- の請求について、実施機関が該当する公文書を保有していないことによる非公開の決定をしたことには、理由がある。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

- 「1 河原西工区の泉通 3 丁目 番街区担当の貴市役所区画整理部換地係で地権者と直接交渉をした担当職員名と面談年月日及びその職員の直属上司の氏名を時系列に明示して下さい。(以下「請求文書 1」という。)
- 2 前記物件に係る地権者からの要望事項等とそれに対する換地係の答弁とその処理状況の判明する文書、綴り等一切(以下「請求文書 2」という。)
- 3 「交渉難航物件」の定義(誰が、何時、何を以て、判断し決定するのか)を明示して下さい。(以下「請求文書 3」という。)
- 4 交渉記録を記録する様式を示して、担当部課の組織して「復命する」項目についての「事務規定」と該当者は西工区で何件かを明示して下さい。(以下「請求文書 4」という。)」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、請求について、公文書を保有していないことによる非公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は本件決定を取り消し、不存在とされた文書の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 15 年 5 月 23 日付の異議申立書及び平成 18 年 2 月 10 日付の供述書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求に対する実施機関が行った非公開決定処分取消しを求める。

まず、公文書として作成していないとしているが、職員名も交渉記録が存在していないためであるとした無理がある。単に紙がないので当該文書がない旨を主張した無理な言い訳であり、回答に相当に苦しんだ記述である。何を主張されているのか、理解に苦しむが、現に実施機関においては、「交渉記録と復命」が行われていることも全面否認されるということか。

神戸市が開かれた行政を目途とした条例の目的に照らしても、まったく「知る権利」、「一層の開示」などに逆行する実施機関のスタンスは、本件事案で明白であり、神戸市長は一部実施機関の職員に対して行政改革の本質を理解させ、積極的に情報公開を行うように指導すべきである。

実施機関は、直接交渉を行った担当職員名もその直属上司名も記録したものは作成されていないと主張するが、神戸市都市改造課灘換地2系の者と名乗る男性から呼び出しを受け、昭和63年7月16日に灘警察署の南に存した灘出張事務所において、午前9時30分から約1時間、一方的になにか不明瞭な話を行った。そのとき、その者は「私皆さんの担当です」と明言したため、以後も交渉の経過を上司に報告する必要があるとして面接する日時と場所を指定してきた。

また、適当に何回か交渉を行い、上司に報告する必要があるようで、できるだけ心証を良くして主張を受諾してもらうため協力した。

ゆえに、その者の氏名や上司名や面接日時など明確に判明していたはずであり、単に作成していないとして公開を拒否する清算課長の姿勢は地権者を無視した主張である。

平成15年5月14日付本件非公開決定通知書「理由」欄に交渉が難航していた物件であり、としているが、実施機関は終始一貫「難航物件について交渉記録を保存している」旨を主張しており、当然に本件も難航物件であるから交渉記録や当時の担当職員名などは明らかに記録されているはずである。

交渉内容を記録する様式はなく、組織として復命する事務規定はないと主張するが、地権者の権利を無償で削除する交渉をするにあたり、その経過報告も交渉の日時や場所も記録されずに、直接管理者である課長や主幹や係長はどのようにして管理していたのか、神戸市役所の常識でなく、世間一般の常識で判断しても交渉担当者や交渉記録は作成されていると判断される。

また、当時の担当者も交渉日時を記録し、適当に日を空けて面接日を定め、上司に報告する旨の発言をしていたので、記録は作成されていた状況証拠はあった。

次に、私が平日の貴重な時間を割いて担当者に減歩率や環境や高低差等の交渉を行ったが、なんら記録されず、むだな時間を費やしたと実施機関の責任者はあざ笑うことはなく、やはりしかるべく管理体制を保持していたはずである。

実施機関は、内部事情が存在するのか、清算課の担当者は逃げに入っており作成して

いない、事務規定もないとしているが、担当者は定められて、堂々と地権者と交渉していること、あるいは本件仮換地指定の決裁文書起案者のうち 1 人は当方の担当者として自己紹介された者である。

実施機関は、担当者名は分かっているが、書いた紙がないと逃げてもらっても結構である。本件の換地担当者を明示していただきたい。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 15 年 7 月 30 日付の非公開理由説明書、平成 17 年 8 月 30 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

河原地区西工区土地区画整理事業は、昭和 55 年 7 月に事業着手し、平成 13 年 11 月に換地処分を行った。当該事業の所管課は、昭和 54 年度からは東部都市改造課、平成 9 年度からは都市改造促進課、平成 12 年度からは清算課となっている。

但し、請求文書 1 である担当職員およびその直属上司の氏名を時系列に明示したものは作成していない。また、申立人と交渉した時期が確定できないため、直接交渉を行った職員名を特定することはできなかった。平成 15 年 5 月 21 日に公開を実施した際、申立人に対し、年度を特定していただければ当時の担当職員名及び直属上司名を調べることは可能である旨伝えしたが、申立人から年度の特定などの回答はされなかった。

請求文書 2 については、交渉記録に該当するものと思われるが、これについては権利者の数が膨大であったこと、また、各権利者への説明内容は、一般的な区画整理及び仮換地のしくみや、個々の宅地の位置・地積等については換地設計基準に基づく内容であったことから、各権利者ごとに交渉記録を作成せず、主に交渉が難航して事業の進捗に支障が予想されるものについて交渉記録を作成しており、申立人との交渉記録は作成していない。

請求文書 3 について、「交渉難航物件」という表現は、単に当時交渉が難航していた物件という意味で用いたものであり、特に用語として定義されているものではない。

請求文書 4 について、交渉を記録する文書の様式は特に定めていない。また、組織として復命する項目及び交渉記録を作成する旨を定めた事務規定もない。「該当者」について、交渉記録が残っている件数と理解すれば、西工区で何件かを明記した一覧表は作成していない。

以上のことから、本件請求に対する公文書が存在しないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が公開請求した請求文書 1 ~ 4 の存否であり、以下検討する。

(2) 審査会として以下のとおり、実施機関から本件について事情聴取を行った。

実施機関としては、交渉記録を示した文書は作成しなければならないという規定はないが、交渉が難航している物件については説明責任ということもあるので、できるだけ残すようにしている。しかし、特に支障もなく一般的な説明で終わってしまうような事例の場合は、記録そのものを必要としていないため作成していないとしている。

実施機関としては、平成 13 年 8 月 28 日付で申立人に対して本換地処分通知を行うまでは、申立人との交渉に特に支障もなかったとしており、申立人が換地係職員と面接したとされる昭和 63 年 7 月当時から本換地処分通知を行うに至るまでの間について、申立人との交渉記録はいっさい作成していなかったとしている。

したがって、実施機関としては、地権者と交渉をした担当職員名、面談年月日及びその職員の直属上司の氏名を時系列に明示したのものもないとしている。

なお、実施機関としては、過去の神戸市職員録があるため、申立人に対して、年度を指定してもらえば、職員録から当時所属していた職員及び上司の氏名をお答えする旨伝えているが、いつ、誰がどの地権者と交渉したかというところまではわからないとしている。

また、実施機関としては、通常、地権者との交渉がどのような状態になれば「交渉難航物件」というのかといった定義づけを特に行っておらず、明記したものはなく、交渉を記録するための様式、及び復命する項目について定めた事務規定もなく、該当者が何件かを明記した文書も作成していないとしている。

以上のことから、実施機関は、請求文書 1～4 について、不存在決定を行ったとしている。

(3) 審査会は、実施機関より請求文書の存否について以上のとおり確認した結果、文書は不存在との結論に至った実施機関の主張には合理的な理由があり、本件請求資料が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 15 年 6 月 4 日	-	* 諮問書を受理
平成 15 年 6 月 24 日	第 155 回審査会	* 審議
平成 15 年 7 月 30 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 15 年 11 月 10 日	第 164 回審査会	* 審議
平成 16 年 6 月 8 日	第 169 回審査会	* 審議
平成 17 年 1 月 25 日	第 176 回審査会	* 審議
平成 17 年 4 月 5 日	第 178 回審査会	* 審議
平成 17 年 8 月 30 日	第 182 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 17 年 9 月 27 日	第 184 回審査会	* 審議
平成 17 年 11 月 7 日	第 186 回審査会	* 審議
平成 18 年 2 月 10 日	第 189 回審査会	* 審議
平成 18 年 3 月 27 日	第 190 回審査会	* 審議